

りんどうの里美術会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この団体はりんどうの里美術会と称する

(所在地)

第2条 上野原市上野原2368-1 事務局 長坂幸夫

(目的)

第3条 上野原市にゆかりのある美術工芸作家の作品を一堂に集めて展示し市民に広く紹介するとともに上野原市の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. りんどうの里美術展の開催
2. 上野原みんなの美術館展示の開催

第2章 会員

(種 別)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

1. 正委員 本会の目的に賛同し展示会の実施運営に当たる者
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の活動を援助する者

(入 会)

第6条 上野原市在住、出身あるいはゆかりのある者で本美術会会員の推薦による

(会 費)

第7条 正会員は別に別に定める会費を納入するものとする

第3章 組織

第6条 運営委員会

運営委員会は第3条の目的を達成するために次の役員をもって構成する

顧問

会長

副会長

会計

庶務

監事

役員の役割、担当については別に定める

(権 能)

第8条 運営委員会は以下の事項について議決する

1. 事業計画及び予算
2. 事業報告及び決算
3. 入会および役員の選任または解任
4. 必要経費
5. 会則の制定、変更
6. その他運営に関する重要事項

(開 催)

第9条 運営委員会は次の各号に該当する場合に開催する。運営委員会は会長が招集する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 運営委員から請求があったとき

(部 会)

第10条 上野原みんなの美術館運営部会

第3条2項の目的を達成するために運営委員若干名をもって構成する。構成員は別に定める。

(議 長)

第11条 運営委員会の議長は会長がこれに当たる。

(議 決)

第12条 運営委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第13条 会長は運営委員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時および場所
2. 出席者数および氏名
3. 審議事項及び議事の概要と議決の結果

第4章 資産および会計

(資産の構成)

第14条 本会の資産は次の各項目をもって構成する。

1. 会費
2. 事業にともなう収入・・・展示会参加費等・
3. 寄付金
4. その他の収入

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画とこれに伴う予算は会長が作成し運営委員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第16条 本会の事業報告書、収支計算書は毎事業年度終了後、会長が作成し監事の監査を受け運営委員会の議決を経なければならない。

決算上余剰金が生じた場合は次事業年度に繰越すとする。

第5章 細則

第16条 正会員（賛助会員を除く）は年会費2000円を納めるものとする。

第17条 展示会参加費は3000円とする。

付則

1 運営委員の役員は次に掲げる者とする。

顧問 河内成幸 村上信行

会長 長坂幸夫（事務局）

副会長 水越 久

会計 長坂幸夫

庶務 酒井章雄（展示） 大神田一男（受付） 井本克二（広報）

萱沼正子（呈茶） 山口嘉民（展示） 細田早苗（展示） 小山 中（展示） 長田宏治（展示）

深沢祥子（受付）

水越 久（展示） 山下久子（展示） 伊藤直美（展示）

監事 長田宏治

2. 上野原みんなの美術館運営部会は次の者とする。

長坂幸夫 酒井章雄 山口嘉民 細田早苗 長田宏治 深沢祥子

水越 久 山下久子

3. 本会則は令和7年4月7日から施行する